

用途地域の指定のない区域(白地地域)を対象に

都市計画課 内線 254

建ペイ率・容積率などの制限を見直します

都市計画法および建築基準法の改正により、用途地域の指定のない区域における建ペイ率・容積率などが地域の実情に応じた形態の基準値に指定することができるようになりました。

市では、地域の良好な環境を保全するため、現況調査を行い、将来像なども考慮して、市内の用途地域の指定のない区域すべてを下の基準値とする素案を作成しました。

■見直しの対象地区

市内対象区域… □
 ↓
 用途地域の指定がない区域(白地地域)



■基準値の改正案

	建ペイ率	容積率	道路斜線制限	隣地斜線制限	日影規制			
					対象建築物	測定面の高さ	日影時間	
							測定面 5～10m	測定面10m超
現行	70%	400%	勾配1.5	31m + 勾配2.5				
改正後	60%	200%	勾配1.25	20m + 勾配1.25	高さ10m以上	4m	5時間	3時間

○基準値を素案のとおり改正すると・・・

■道路斜線制限の改正



※道路斜線とは、道路の幅員に応じ建築物の高さを制限したものです。

■隣地斜線制限の改正



※隣地斜線とは、隣地境界までの距離に応じ、建築物の高さを制限したものです。

■日影規制の改正



※日影規制とは、建築物に生じる日影の時間を制限したものです。

お問い合わせ

皆さまのご意見をお待ちしています

■都市計画課 内線 254

■Eメール

tokei@city.minokamo.gifu.jp

基準値の素案説明会

素案の説明会を開催します。お気軽にお出かけください。

- ◇とき 2月13日(木) 午後7時～午後8時30分
- ◇ところ 中央公民館 202号室

